

「狭山事件の公正な裁判 再審開始を求めます」

（「狭山事件の証拠を弁護団に開示するよう求めます」）

拝啓

一年を通じて最も惨い歳末を迎えております。現時点では刑執行は報じられてはおりませんが、如何お過ごしの事でございましょうか。

さて、早速乍ら、狭山事件の再審開始を切望して筆を取らせていただきました私は大阪府河内長野市の西山俊彦でございます。実は去る十一月二十三日狭山市に現地学習の機会を与えられ、現場の状況を具にし、齋藤鑑定を目視し、各種証拠を自ら検分し、当時のマスコミ報道の想像を絶する実態に触れることができました。

以上の過程を経て狭山事件の判決には重大な疑義を懐くに到りましたので、以下の事案について早急かつ真摯に御対応下さいますようお願い致します。

- 一、狭山事件についての事実調べを行い、再審を開始すること。
- 二、証拠開示を行い、そのために、先ず、証拠リストを開示すること。
- 三、(二)を行うための法整備・改定を行うこと。
- 四、極刑は法哲学的な背理であることを認め、早急に廃絶すること。

（因果論的な錯誤であることを記した単文を同封することをお許し下さいませ。）

敬具

二〇〇三年十二月二十九日

586-0048 大阪府河内長野市三日市町三三九の四
西山俊彦 印

最高裁判所第一小法廷御担当裁判官殿

（最高検察庁
有田知徳検察官殿）

（東京高等検察庁
青木幹治検察官殿）